公告

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 16 条の規定により公告する。

令和８年 11 月９日

広島県西部総務事務所長　　岡　野　浩　子
（広島県西部農林水産事務所呉農林事業所）

１　調達内容

（１）業務名

令和８年度　復旧治山事業　森林整備業務　Ｎｏ．２

（２）業務場所

呉市　安浦町　中畑　田野原

（３）業務概要

森林整備　Ａ＝１６．４３ｈａ
植栽工　　Ａ＝　０．９０ｈａ
除　伐　　Ａ＝１５．５３ｈａ

（４）業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

（５）工期

契約締結日の翌日から令和９年５月 26 日まで

（６）入札方法

総価で入札に付する。

なお、本件は、低入札価格調査制度事務処理要領（以下「要領」という。）による低入札価格調査制度の対象とする。

（７）入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する金額を加算した金額（10 パーセントを加算した結果１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

（１）技術要件以外の要件

次に掲げる要件をすべて満たしていること。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の４の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ　令和６年広島県告示第 607 号（令和７年１月１日から令和９年 12 月 31 日までの間に県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「61-Ｆ森林整備」の資格を認定されている者であること。

ウ　本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。

エ　本件調達の公告日から開札日までの間のいずれの日においても、要領第 11 項に定め

る他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
オ　広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
（２）技術要件
森林整備業務取扱要綱第７条（技術要件）に規定する要件を満たすこと。

3　主任技術者及び現場代理人の取り扱い
本件業務の現場には、主任技術者（森林整備業務取扱要綱第７条に規定する技術職員に該当する者。）及び現場代理人（本件業務に対し、建設工事執行規則第 20 条第２項に規定する現場代理人と同等の権限を有する者。）を配置すること。
配置する主任技術者及び現場代理人は、入札参加希望者と直接的な雇用関係にある者でなければならない。
また、建設業許可における経営業務の管理責任者若しくは営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者（当該事項に関して必要な変更届を、開札日までに許可行政庁に提出していない場合を含む。））の配置は認めない。
配置する主任技術者が兼務できる森林整備業務の件数は次のとおりとし､その件数には、建設工事を含めるものとする。
（１）請負代金額４，５００万円以上：２件以内
（２）請負代金額４，５００万円未満：兼務制限なし

4　入札手続等
（１）入札説明書及び仕様書等の交付（閲覧）場所、期間及び入手方法
ア　入札説明書の交付場所
〒737－0811　呉市西中央一丁目３-25
広島県西部総務事務所呉支所総務課
電話（0823）22－5400
イ　入札説明書の入手方法
上記アの場所で直接受け取ること。
ウ　入札説明書の交付期間
令和８年 11 月９日（月）から令和８年 11 月 19 日（木）まで（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第２号）第１条第１項に規定する県の休日を除く。）の午前９時 00 分から午後４時 30 分までの間、随時交付する。
エ　仕様書等の閲覧場所
〒737－0811　呉市西中央一丁目３-25
広島県西部総務事務所呉支所閲覧室
電話（0823）22－5400
オ　仕様書等の閲覧期間
令和８年 11 月９日（月）から令和８年 12 月１日（火）まで（広島県の休日を定める条例第１条第１項に規定する県の休日を除く。）の午前９時 00 分から午後４時 30 分までの間。

（２）入札参加資格の確認
ア　本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
確認の結果、入札参加資格に適合するとされた者に限り入札の対象とする。
イ　提出先
上記（１）アの場所
ウ　提出期限
令和８年 11 月 19 日（木）午後４時 30 分
エ　提出方法
持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者又は同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうちこれらに準

ずるものに限る。以下同じ。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ　入札参加資格の確認結果の通知

令和８年 11 月 24 日（火）までに通知する。

（３）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア　日時

令和８年 12 月２日（水）午後１時 30 分

イ　場所

呉市西中央一丁目３-25

広島県西部総務事務所呉支所入札室

ウ　入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

5　落札者の決定方法

（１）広島県契約規則第 19 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（２）開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、施行令第 167 条の９の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（３）ただし、上記（１）の落札者となるべき者の入札額が要領により定められた調査基準価格を下回る入札（以下「低価格入札」という。）であったときは、落札者を決定しないで開札を終了する。

（４）開札終了後、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあるか否かの調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施する。この場合、無効とされた者を除く最低価格入札者が２人以上あるときは、これらの者のうち、くじ引きによって、優先的に低入札価格調査又は落札者の決定を行うものとする。

（５）調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該入札を無効とし、以下、落札者が決定するまで順次、無効とされた者を除く最低価格入札者について、前号の調査を実施する。ただし、当該最低価格入札者の入札額が低価格入札でなかった場合は、その者を落札者とする。

6　低入札価格調査について

（１）低価格入札者は、自己の費用負担のもとで低入札価格調査に協力しなければならない。

（２）要領第７項第３号（同号エの場合を除く。）及び第４号に定めた場合のいずれかに該当するときは、低価格入札者は落札者とならない。

（３）低価格入札者は、落札者として契約を締結する場合、自己の費用負担のもとで、要領第８項第１号に定める業務開始時調査及び第９項第１号に定める業務完了後調査に協力しなければならないこととし、その旨契約書において約定しなければならない。

（４）低価格入札者を落札者として契約を締結する場合において、要領第 11 項に定める措置を実施する。

7　その他

（１）契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金

免除

イ　契約保証金

請負代金額の 100 分の 10 以上の額を納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

（３）入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

また、入札者は、契約を担当する職員から、入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合及び要領に規定する調査への協力を求められた場合、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

（４）入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

（５）契約書作成の要否

要

（６）電子契約の可否

否

（７）調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第４号の２の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第４号の３（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による確認調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

（８）その他

入札説明書による。

８　問合せ先

（１）入札手続きに関する問合せ先

〒737－0811　呉市西中央一丁目３-25

広島県西部総務事務所呉支所総務課

電話（0823）22－5400（内線 2124）

（２）業務等に関する問合せ先

〒737－0811　呉市西中央一丁目３-25

広島県西部農林水産事務所呉農林事業所林務課

電話（0823）22－5400（内線 2580）